

海外重要情報 (第十七輯)



(昭和二十二年二月十五日)  
理財局

目次

第一 國際貿易豫備會議の概要

序言

2. 予備會議開催前の各國の動向

3. 予備會議の成立

4. 予備會議の経過

5. 予備會議の終了

6. 予備會議の成果

第二 米 國

一、米國における外國資本の動向

序

- 2. 在外外國資本の現状
- 3. 米國貿易と外國資金との關係

第三、英

國

一、英國の新為替管理法案

- 1. 英國における為替統制の意義
  - 2. 新為替管理法案の大要
  - 3. ファイナンシャル・タイムズの論評
- 二、英國の國內運輸機關國有化法案の概略

1. 運輸業國有化の根據

2. 國內運輸機關國有法案の大要

3. 國內輸送機關國有法案の株式市場に對する影響

第四、政

策

一、フランスの通貨安定策——デフレ政策



1. 序
  2. 財政改革
  3. 物価の切下措置
  4. 貨出抑制
  5. 貨銀政策
  6. デフレ政策の影響
  7. ブルム首相の國民的憧憬
  8. 結論
- 第五、東 亞
- 一、最近の朝鮮に関する問題
1. 國內問題
  2. 米國の動向
  3. ソ聯の動向
  4. 中國の動向
  5. 國際聯合に対する朝鮮の関心



第一 國際貿易予備會議の概要

序言

國際貿易予備會議は國際貿易機構の設立を目的とする本會議（一九四七年秋開催予定）の準備を急ぐため戦後世界經濟をリードせんとする米國の主導によつて一九四五年十二月に國際聯合經濟社會理事會から國聯十八ヶ國に對し、参加招請狀が宛せられたものである。

2. 予備會議開催前の各國の動向（日本經濟新聞三二、九一七）

(一) 米國の動向

(1) 関税の引下げにより世界通商の障礙を除去せんとする政府の意圖に對し、國內の一部には関税引下反對の聲があつた。

(2) 現在政府は必要に依り、一九四五年一月一日現在の関税率（即ち現行の関税率）を五割まで引下げる権限を與へられて居り、この引下げは評議会の承認を必要としなかつたが、國務省はあらゆる引下予定の品目を公表せねばならぬ、そして政府は四十七年春



早々この品目表を發表することに存つてゐるが、その際は製造業者の一部からこうこうたる引下げ反対の聲があがるものと予想されてゐる。

(3) 然し通商制限の軽減については農工業を始め各種重要産業団体  
の強力な支援もあり、又右に述べた如き通商法上の権限を拡大  
されたこと乃至は先般成立した対英借款が米英通商協定で関税  
の引下げを行ふことを前提としたものであることなどに鑑み、  
政府が議会の支援を有してゐることは明らかであり、かた  
関税引下げ並運動も單に一部の特殊利益を代表するものと見な  
され、引下げの不適当とことが立証される特別の場合を除き、  
政府の基本方針には何等の変更をいふものと見られてゐる。のみ  
ならず政府の引下げ案は陸海軍、商務、農務、大蔵各省及び関  
税調査委員会を始め財界関係各方面の協力を得て徹底的に調査  
研究を遂げたものであり、國家の利益に及ばない堅実な基礎の

上に立つものと思はれてゐる。

(三) 英國の動向

英國は今回の會議に先立つて、英國自治領の專門家會議を開いて、  
 対策を協議したが、英國の政策としては米英金融貿易協定の事前  
 この會議を極力援助する。唯關稅特惠の漸進的削減又は廢止につ  
 いてはアトリー首相が述べたように「特惠の底減にはその代り  
 他の諸國も大巾の關稅引下げを行ふ」といふ保障がなければならぬ  
 といふ態度をとつてゐた。

(三) 工業後進國の動向とこれに対する米國の態度

(一) 印度、ブラジル、メキシコ、チリ、濠洲等の工業後進國は自國  
 の工業發展の立場から、むしろ高關稅政策を執つてゐることは自明  
 の理であつた。

(二) 米國としては、これら諸國の新工業が經濟上の保護を必要とす  
 ることは認めるが、一時的補助金制度によることは出来まいか



のか、その可能性を考慮するよう諸國に要望するものと見られ  
 えた。而してこの補助金問題に関しては國際協定の締結によつて  
 政府補助金の使用を認め、この補助金は輸出銀行や國際復興  
 開發銀行からの借款により賄はれるような方法を見出すことと  
 ならうと米國の通商當局は所見を述べてゐた。

2. 予備會議の成立

(一) 予備會議の目的

今回の予備會議の目的は一九四七年秋開催予定の世界貿易會議の  
 準備を進め、同會議に提出する國際貿易憲章草案を討議するにあ  
 つた。

(二) 期 間

一九四六年十月十五日からロンドンのチャマーチハウスで開催

され、同年十一月二十九日に終つた。

(三) 参 加 國

予備会議に招請を受けた諸国は、米、加、英、ニユーゼーランド、

オーストラリア、南ア、印、中国、佛、チエコスロヴァキヤ、白、蘭、米、

レウアーノ、伯、キューバ、チリ、ソ聯の国際聯合加盟の十六ヶ

国であったが、ソ聯からは最後の受諾回答がなかつた。尚ホ

ランド及びコロビヤ兩國はオプポーヴァーの出席を許可された。

審議方法

(一) 討論の基礎として、米國の貿易憲章草案(重要情報第十二編

添取)を取上げた。

(二) 産物、通商政策、商品協定及び国際貿易機構設置などの問題

別に委員会を設けて検討した。

予備会議の経過

(一) 米國案の意味と概要

意味

討論の基礎として予備会議によつて取上げられた米國の懸案

の整理



易、植民地は通商の自由を主張し、多角貿易協定の締結とを目的とするものであるが、これと米國の意圖する戦後経済経営の一つである。即ち一、日國際連貫基金及び國際復興銀行を中心とする金融の整備の円滑化と、二、ワシントンはこの國際貿易會議を中心とする通商の自由を確立し、三、貿易量の増大に基く準備の維持を計るものである。

(二) 概要（海外重要情報第十三號多角）

(三) 小國の主張（時全一〇一六）

中 同十七日の準備委員会にかゝりて印度、ギニア、形代表は「現在世界人類の四分の三を擁する諸國が工業的の遅れてゐるが、これら諸國の將來の幸福のために、工業発展の途上においては最低限度の保護關稅が必要である」と主張した。

(四) ブラジルの新提案と工業後進國の態度（時全一〇二三）

(五) ブラジル新提案の意味



十月十八日の会議にブラジルは、同國作成の國際貿易裁減構想案を提出したが、この結果會議で逐次拡大しつつあつた對立、即ち一方に米國、他方に印度、ブラジル、暹羅などの後進工業國との對立は愈々明瞭な形で現はれて來た。

(2) ブラジルの主要点

ブラジルの着眼点は工業化を歩む若くは諸國に最大限の機会を與へよといふにあるが、主要点を挙げれば、

- (a) 最惠國約款の如き協定は無條件に承認され、と云ふ。工業先進國に一方的な負担があつても、實施されなければならぬ。
- (b) 関税引下げの交渉においても、全般的發展の段階に於いて適宜な領土が加へられる必要があり、関税の低下は漸進的に行はるべきであり、加盟國の完全準備とか全般的發展の維持に關係するものであつてはならぬ。

(c) 米國案は各國の輸出入に對する量的制限の廢止を求めてゐる。



が、量的制限は國際機構が加盟國の國際貸借決済における巨額の赤字を調整又は回避するものに必要とされる手段を供給するに必要である。この場合、加盟國は自國の準備を維持するため、

(d) 重大な危機においては、加盟國は自國の準備を維持するため必要を措置を謀るかも知れないが、この場合において、國際機構は他の加盟國における事業の量と大體を増大せしめることと自的とし、その限り反対すべきではない。

(e) 機構は國際通貨基金國際復興開発銀行等と協力し、比較的の施設を通じて資本供給力の比較的の高度の諸國から資本の乏しい諸國に対し、自由な條件の下に國際的資金提供の至投資が行はれるように努めなければならぬ。加盟國は何れも、何れも何時でも協力して大衆を感うべきであり、その方法としては資本の輸出を通じて行はれることが望ましい。

(3) 工業後進國の發展 (時全一〇、二五)

(一) 米國代表團は米國業の貫徹に全力を盡してゐる模様であつたが、工業後進國の現在の貿易の不均衡をどうするか、嚴重大難問題であり、このことは佛、伯西代表から夫々指摘せられたところと、西國は中南米、中東及び極東の工業後進國の立場を支持した。

(二) 工業後進國代表は憲章中にこれら諸國が經濟不況時には一節外國品の輸入制限を行ふことを認めることの但し書をつけるべしを提唱した。

(四) 各國間の諒解成立の事項 (時至二一、一一、五)

(一) 米國代表團のもち出すところによれば世界貿易及び雇傭拡大に關する米國提案を四七年秋開催予定の本會議に於ける討議の基礎として採択することに十八ヶ國代表の意見が大體まとまつたと伝へられた。

(2) 本會議上程の主要議題



開会以來三週間の普議の結果明年秋の會議に上程される主要議  
題は

(a) 完全産備政策に關する國際的協定

(b) 通商障礙、差別の關稅制度除去に關する國際的協定

(c) カルテル問題

(d) 國際聯合の一般關として國際貿易振植を設置すること

(e) 國際商品協定

の五問題で、これらに關する原則的問題が各小委員会で論議さ  
れた。十一月十九日までには、産備、産業開發、カルテルの各  
問題などを含む主要問題に關する勧告案起草の仕事は完成した  
と伝えられた。

(五) 重要論点と存つた事項 (時 二一、一一、六)

予備會議三週間の各方面の消息筋は會議の進捗が予想以上である



ことを促へてゐたが、この間を通じて現はれた重要論点は次の諸問題である。

(一) 米國の不況問題

各國は世界貿易における米國の特別な重要性を認めてあり、この意味で米國の本消的厚生は全世界の全消的厚生と同じぞと見てゐた。この見解に基いて英國は米國の貿易制限廢止案を採用しても後で米國が銀統制の失業と不況に陥りつつあることがあれば、他の國々は憲章第9条の制限廢止の措置の拘束を免れようとするべきだと主張してゐり、他の國々もこれに賛成してゐた。又英國の失業対策についての覚え書も國際貿易機構は米國の經濟的不況を考慮に入れるべきだとの要望を示してゐた。

(二) 保護貿易と緩衝在荷

(三) 通商委員会で最も執拗な論争の行はれたのは貿易制限の問題で、米國の主張はブレトン・ウッズ案の趣旨をさらに強化し



強制的ならしめようといふのであるが、工業後進國の多くは貿易の制限は現在のところ各國の自由にかかばよと主張した。  
 (乙)更に商品の計画統制論に賛成する各國は雇備といふ観点以外に世界商品プール或いは緩衝在庫保持の問題を提起した。この点について英國の覚え書は次の通り述べてゐた。

「金融管理その他の理由で緩衝在庫といふ措置が實際的に有利だとされるが、又一般の雇備政策の見地からこの制度は堅守決定に有効である。この制度は制限的措置をとることなると生産者の所得を安定させる。もし需要が不足すれば市場から過剩供給をとり去り生産者の所得を安定させ、逆に需要が過剩ならば供給を増して過度の價格騰貴を防ぐ。」

(3) 雇 備 問 題

英國代表は世界雇備會議開催を提案した。それはこの會議において参加國は自國にかゝりて完全雇備を促進する積極政策をとる

ことを決定し、かつ不公平な雇傭慣行を除くため、貿易差額の不均衡を國際的に匡正する趣旨のものであつた。

(六) 米國試案の修正（特字一〇・二五）

米國試案は一ヶ月余にわたる會議で一部修正され、次の如うな條項が挿入されることへられた。

(一) 英國及びオーストラリアの提案を完全雇傭計画を強化する。

(二) 印度及びオーストラリア代表の提案で、工業發達國の工業化を保護する條項を挿入する。

(三) 佛及びオランダの提案を輸入割当制即時撤廃は歐米國の對外收支に逆調をもたらすため、これら諸國に過ぎり免除條項を適當とするとの項目を挿入する。

(七) 貿易独占國家の問題

輸出入貿易の完全な國家独占についてこの米國の提案は未だ春のシエネーヴ會議によらずことに決つた。消息筋によれば、その理由は



14

シエネーヴ会議にはソ聯が参加するかも知れぬこと、ふにみる。

(1) 憲章案略々完成 (時 二一一、二六)

(1) 四七年秋の本会議に提出すべき國際貿易憲章草案は殆んど完成し、二十六日の全体会議にかけられることになつてゐると傳へられた。

(2) まだ各國代表の意見の一致を覓ず、項目は来春の第二次準備会議にまはして改めて討議することになつた。

(3) 憲章の各項目の中各國代表は次の諸点について完全な意見の一致に達したと云はれる。(時 二一一、二九)

(1) 世界貿易機構設置の承認

(2) 失業及び失業による結果の防止

(3) 後進國の經濟的開發

(4) 最惠國待遇

(5) 関税及び特惠関税

(一) 輸出入制限及び為替管理

(二) 補助金制度

(三) 國營貿易

(四) 緊急請規定

(五) 貿易制限の慣行

(六) 商品協定

5 予備會議の終了（時全三二一、二九）

予備會議は十一月二十六日最後の全体會議を開き各委員の報告を採択し、こゝに會議の任務は事實上完了した。

6 予備會議の成果（時全三二一、二九）

(一) ニューヨーク・タイムズ紙は次の如く、予備會議の成果を傳へた。  
「本會議を通じ、いづれの参加國にも根本的な意見の対立は無く各代表は何か最もよい経済体制であるかといふことを基準として帯に世界貿易問題解決の糸口を作らうと努力した。文書に対し、一



辨形式上の保留が生ずることには止むを得ないが、出席し各代表  
の内会議の成果に根本的且不満を持つ者は一人もみない。

(三) 本國主席代表は全談の成果を賞さんし次の如く述べた。

「世界貿易憲章案に關し、各國参加の了解が出来たが、經濟平和  
及び世界繁栄への共通の目標に向つて一歩采り出したに於てある  
前途に困難はあるかも知れないが、我々は正しい方向に向つてお  
るのである。今回採択された憲章草案は本國の最初の草案よりも  
均衡がとれ、現実に即し、かつ一層正確なものである。」

(三) 尤も現行のところ意見の一致したものは各政府当局ではなく、専門  
家の間にすぎない。がレカレ現実の唯一の前例としてブレトン・  
ウッズ会議を見るに同会議はこの種の非公式の國際的取り決めが  
世界の中で大きな政治的意義を持つものであることを示してゐる。

第二 米 國

一 米國における外國資本の動向

一 序

(一) 第一次大戦後より今次歐洲動亂に至るまで一九一九年より三四年の間米國は貿易上劣等からざる輸出超過を示してゐたのであるが、諸國に対する貸付と投資により、年平均四億七千万弗の資本の流出をみそのである。

(二) その後一九三五年の歐洲戰爭不景を反映して各國資本は米國に流入し始めてより第二次世界大戦勃発まで年十億元を超える割合を以て流入に逆転した。

(三) 右の現象は一九四〇—四五年の戦時中若干の減少があつた代りに、同期間における米國の輸入超過額はイセマールクされ流入資本と共に在外外國資本は相当多額のものとなつた。

(四) 然るに米國戦後のインフレ事情より二三の國では対米為替相場



の引上げを行ひ、これと共に一部外國資本は米國より逃避する傾向が看取され、在米外國資本の動向は注目されるに至つた。

(五) この傾向が将来引続き持続されるかどうか、またこれは米國の金融、証券市場にどの程度の影響を與へるだらうか、<sup>を</sup>検討しよう。

2、在米外國資本の現状

(一) 一九四六年八月現在の諸外國の在米資本総額は概算百五十億弗と算定され、この内約半額は長期投資の形で流入されてゐり、この部分については投資者の引揚げ感觸は看取されるが、投資内容は次の如くである。

類	別	金	額
土地、家屋、工場施設、事業運転資金		二、二〇〇	百万弗
その他を含む直接投資		四、六〇〇	〃
米國公債、及び株主投資		一、六〇〇	〃
その他の雜投資			

(二) 残余の約半額は銀行預金、短期政府債、仲買店勘定残高、其他の短期投資等の流動的狀態にあり、この部分が多分に市場の動向により浮動

19

國別	一九三五年—三九年	一九四〇年—四五年
英 本 國	一〇〇一	(一) 二〇八
フ ラ ン ス	四六九	(一) 五
オ ラ ン ダ	四七〇	(一) 七〇
ス イ ス	七七三	(一) 五
ド イ ツ	一六六	(一) 一
イ タ リ 亞	五八	(一) 四
其 他 政 治 州	七五三	四八
政 州 累 計	三七九〇	二四七
カ ナ ダ	二二九	一六七
中 南 米	四八三	八五五
ア ジ ア	五二三	一六六一
其 他	八七	二六〇
總 計	五一一二二	三六九〇

下) 傾向が強いところから流入国別及び種類を戦前五五年と戦後六六年とに分り考察する。

單位 百万円



(イ) 右表は戦争前一九三五年―三九年の対米資本流入総額五十一億余  
 時のうち約八十分セントは歐洲諸國からであり、戦争勃発後  
 一九四〇―四五年には歐洲諸國からの流入は途絶シカナク、中  
 南米、及びアジア諸國の資本は急激に増加した。これは戦争中  
 米國の戰略物資の買付が行はれ、代金のイヤマトウにより蓄積  
 されたることを示すものである。

(ロ) かく流入され、又は蓄積された外國資本は若し有利な投資、乃  
 至米國商品に対する待期購買力として浮動性を持つ節分が大で  
 ある限り、米國全済に及へる影響は大きい。か、所有國の政府又  
 は中央銀行の預金として保有されるならば、これは中央銀行の  
 予金準備乃至通貨発行準備とみられ、米國市場の動向に依り動  
 盪する程度は少いとみられる。

21

(2) 流入資本の内訳

種	類	一九三五—三九年	一九四〇—四五年
木内外國銀行 資金の増加		五四三	二八三五
政 府 関 係		一八八八	七八七
そ の 他		二五二二	三六三二
計		六五〇	九三
海外米銀行資金減少		七二六	三四七
外國証券投資の引揚げ (外國資金の復帰)		一一三四	三三五
外國証券に対する投資 (外國資金の流入)		八一	六三
仲買店助成或高の増加		五〇二三	三六九〇
合 計		五〇二三	三六九〇

(單位 百の千)

(1) 右表によると一九三五—三九年は政府関係資金が動向の中心に對し、その他の浮動性ある資金が大部分を占めそのうち、極めて



危険な状態にあつたといえるが、一九四〇―四五年には資金状態は逆転して、この面より脅威を受けることは僅かであることが看取される。

(3) 現に米國証券に投資されてゐる資本量と、証券投資される可能性の強い仲買店勘定残高及びその他の資金量を合計しても戦後にあつては約五億内外と推定され、米本國における証券投資量に占める地位は渺いのであつて、たとひこれの全部を引揚げるとしても、これによる影響は深刻なものでは手からう。

### 3. 米國貿易と外國資金との関係

更にこれらの在米資金は米國貿易の逆調によつて消長される。戦時中における米國の純商業輸出入貿易は月平均約六千万円の輸入超過であつたが、戦後この傾向は左表の如く毎月平均二億円の輸出超過を示すに至つた。

(二) この輸出超過の状態は米國經濟の存立上、全ゆる方策を以て持續するものと推測される。現状におい、くは存続進行するものと認められよう。

年 月	商 業 輸 出	輸 入	差
一九四一 四月平均	二四六	三二七	(一) 八一
一九四五 一月九月平均	二九三	三五三	(一) 六〇
十 月	三四〇	三四四	(一) 四
十 一 月	四四一	三三二	(十) 一一九
十 二 月	四五四	二九七	(十) 一五七
一九四六年			
三 月	五八五	三八四	(十) 二〇一
五 月	六五三	三九七	(十) 二五六
七 月	六四八	四三二	(十) 二一六



(三) また他方戦後の各國は自國の全資再建乃至拡大に於て米輸入協賛に依存する所大きく、米國よりのクレディットを仰いてゐる現狀にあつては在米資金は逐次輸入代金引当に充當される可能性強く、これらの國の資金引揚げは殆んど動いものともられる。

4. 結 び

如上により在米外國資金の流動的部份の大半は保有の性質上、米國市場の動向に依り逃避することは困難であり、従つてまた無制限に証券、株式等に投資することは自由たるを得ない。また、是る部份のこの方面に對する運用が行はれても米國、金融、証券市場に攪亂的存存とはなり得ず、とみられよう。

第三 英國

一 英國の新舊管理法案

英國下院は十二月十日戰時中の為管理を永久化する新外國為管理法案を採擇した。(時經一、二、一三)

英國における為管理制の意義(時經一、一、一八)

政府は新舊管理法案の議會提出に當り、次の如き覺書と發表しその必要を強調してゐる。

(一)英國は對外交拂資金の迅速且つ致命的な流出を防止し、世界貿易において適當な役割を果たすためには長期に亘り對外交拂を厳制する必要がある。

(二)國家の利益に反する海外への資本投資特にホリト、マネーの如き資本の移動を禁ずるためには、これが經濟的取引と識別困難であるから、對外交拂の全般に亘りて監視する必要がある。

(三)為管理法案及び管理制度は世界貿易を助け、特に磅におす



枚換取引を防止して磅價を維持するものであつて、國際通貨基金  
金及び米英金融協定に對する義務と矛盾するものではなく、こ  
れらの義務遂行に必要なるものである。

(四) 政府は經常取引によつて取得される磅が使用され得る地域を漸  
進的に拡大して行く政策を採つてをり、新爲替管理法によつて  
米英金融協定の規定する明年七月以降は經常取引から取得され  
る磅に自由轉換性を認めるといふ協定を遂行し得るやうにふる  
んであらう。

2. 新爲替管理法案の概要 (時註一、二、一八)

金、通貨、對外交渉、證券、債券及び輸出入による債務決済、財産の處置  
等に関し税及び制限を課する権限を政府に附與せんとするものにて、  
大要次の如くである。

(一) 爲替業者に関する規定

(1) 現在代行機関である市中銀行は今後主たる機関とする。

26

(2) 特許爲替業者 (ブローカー) は爲替手続勸定に對して賣買せねばならない。

(3) 外國送金に關する規定

磅領域國外居住者に對する支拂は大藏省の許可を要する。

(三) 通貨、證券その他の輸出入に關する規定

(1) 通貨、證券その他の輸出入に對する現行統制はこれを繼續し尙輸出支拂に對し平要素統制制限を規定してゐる。

(2) 英國に居住しない者の証券の發行及び移轉に對する現行統制はこれを繼續すると共に外國無記名証券に對する統制が新たに規定された。

(3) 外國證券は大藏省に賣却しなければならぬといふ現行統制はこれを削除した。

(4) 無記名證券は償還されるまで銀行に保管されねばならないが賣買は自由である。



28

のフアイナンシアル・タームスの論評（時経一〇一八）

(一) 各國が爲替統制法を既に採用し、または採用せんとしてゐる現在該法案は何等独特なものではなく、変態的なものではない。

(二) 國際通貨基金及び米英金融協定とも矛盾せずといはれるが、日帝の爲替統制を永久的な政策として採用することは、これら協定の精神に反するものでないといふことを各國、特に磅領域外諸國に納得させることは容易でないであらう。

(三) また磅領域各國もかゝる爲替統制を採用することにならうがその場合英本国と磅領域各國との統制の間に緊密な協力及び調整が行はれなければ統制回避の技道が出来ることになるであらう。

二、英國の國內運輸機關国有化法案の概要

英國における鉄道及び國內輸送の国有化法案は十一月二十八日議會に提出され、下院において十二月十六日より三日間一紙討論に附さ

れ保守隊管の猛烈な反對があつたが十八日三六二票對二〇四票を以て第二讀會を通過した。(時經一・一三〇、一・二一九、時電一・二二三)

1. 運輸業國有化の根據 (時經八・二七、一・二・九九)

(一) 運輸業は公益事業として統一の秩序ある運営が望まれておるのであるが

(二) 英國においては既に一九二一年の鉄道法によつて百二十余の独立鉄道會社が四大會社に統合されたが、單一會社の設立は實現されなかつた。

(三) 又労働者は輸送原價の引下げ、施設及びサービスの改善を計るために電化を提唱してゐる。

(四) 運輸業の國有化は運輸の統合化を行ひ、この統合化によつて運輸施設が戰時中受けた損耗と破壊を修復しやうとするものである。

(五) 尚本案により國有化される運輸業の關係労働者は英國労働者数



30

の約大半に達してゐる。

(註) 昨年度の各種輸送業務における保庫加入労働者数は次の如くであつた。

(一) 鉄	道	四七六千名
(二) 道路旅客輸送業		二二五
(三) 道路貨物輸送業		一四三
(四) 汽船	連	一三二
	河	九七六

(但し運輸省の特許可に運営されてゐる三十万台の貨物自動車運轉手を含まない。)

又国内運輸機関国有法案の大要 (時経一、三〇)

(一) 接收の時期及び範圍

(一) 接收期日は一九四八年一月一日とする。

(二) 接收されるものは四十哩以上の全道路輸送會社であつて、そ

の鉄道数は六十會社、路程延長五萬二千哩以上（單線計算）に達するが四大鐵道會社が支配的である。

(3) 次のものは接収から除外される。

(1) 通帯の傢具の移轉、タンクによる液体類の輸送並びに肉類、畜畜類及び分解輸送の不可能な重量貨物の輸送を行ふ會社。

(2) 採石場等から運営してゐる二十八の小鐵道  
(3) 沿海船舶輸送。但し中間特別諮問委員會を通じて輸送の独占に協力する。

(三) 政奪の國內輸送網が確保された以後においては

(1) 地方輸送業者が二十五哩以上の運営を行ふたあにはその都度特別許可を必要とする。

(2) 自己の輸送車を運営する必要ある會社は許可を得ることが出来る。

(3) 個人所有貨車はこれを禁止する。



(三) 輸送委員會の構成と任務

(一) 輸送委員會は國營機構の最高機關として設置される。

(二) 委員會は委員長及び委員四名より成り運輸相がこれを命令する。

(三) 委員は輸送、商業、工業、金融問題に關する有識者並びに政府及び組織労働者中より選任される。

(四) 輸送管理局 (トランスポート・ボード) の機構と任務

(一) 輸送管理局は地方諮問委員會の援助を受け管理の全補助計画を準備する。

(二) 輸送管理局には鉄道、波止場及び國內水路、船舶輸送、ロンドン旅客輸送會社並びにホテルの五部門の補助的執行機關を設け置く。

(三) 輸送管理局は接收までの過渡期間中戰時輸送の運賃率決定の全権限を附與される。

(4) その後の運賃体系は現存の鉄道運賃率審判所の検討を受け  
ぬばならない。

(5) 運賃率で損害を受けける者は運輸省に訴へることが出来る。

(六) 輸送機関利用者を代表する特別諮問委員會を設置する。

(七) 補償

(1) 大蔵省振替の株式を發行し補償に充當する。

(註) 接收費は十億六千五百萬磅に達するといはれる。(時經一)

二一九)

(2) 輸送管理局は次の範圍で資金調達が出来ぬ。

(1) 資本支出のための二億五千萬磅までの株式發行

(2) 二千五百萬磅を限度とする一時借入金

3. 國內輸送機關國有法案の株式市場に對する影響 (時經一、二、四、一七)

1. ロンドン經濟週報所載)

(3) この種法案の提出は投資上の破局を意味するため株式市場は閉



34

徴化する筈であるが本案の実施はロンドン株式市場における上  
場株を一五%乃至二〇%方減少させること、なるであらうと豫  
想される。

(三)従つて投資上の隘路が出現するのではないかと観られるが工業  
株が十一月下旬には猛烈に買はれ遂に十二月十四日には最高と  
示現したことはこの間の事情を物語るものであらう。

第四 歐洲

一 フランスの通貨安定策—デフレ政策

1. 序論

(一) フランスは終戦後、生産力は顕著な回復を遂げているにもか  
はらず、通貨財政に對しては根本的對策を断行せず、ためにイ  
ンフレは日増に悪化し、フラン貨の危機はフランス當面の重大

問題となつてゐる。

(二) フランスの農産物生産高はほとんど戦前の水準に達し、肉の配  
給も一週十オンスが可能であるにもか、わらず

(一) 肉の市場出廻りは極度に悪く

(二) 馬鈴薯の價格もまた騰貴を示してゐる。

(三) 多数の農民は取引を金でのみ行ふことを主張してゐる。

(四) かくして政府は闇市場を黙認せざるをえない事態に立ち至つ  
てゐる。



(三) フラン貨の價值下落の狀況

(一) 九月二十一日で終る一週間に於ける價值下落は次の通りであつた。

	二十一日現在	前週末
ルイ金貨	五、一〇〇フラン	四、二〇〇フラン
磅紙幣 (一磅につき)	約 八〇〇	六八〇
弗紙幣 (一弗につき)	三〇〇	二三〇
スイスフラン (スイスフランにつき)	一〇〇	七〇

(二) プルム内閣組閣前においては一米弗に對し三七五フランまで下落し、かゝる閣為替相場は毎日公然と新聞紙上に發表されるといふ状態を現出した。

(三) 更にフランの危機は金の閣相場に顕著に反映してゐる。

(四) これを昨年十二月二十日頃についてみると、各国の金閣相場がおほむぬ公定相場の二倍であるのに對して四倍乃至五倍に

もは内上つてゐる。

(乙) 英國の金公定相場一オンス約今大磅に比して、各國の金蘭相場を磅貨に換算してみれば、次の如く顯著な開きをみせてゐる。

パ	リ	ー	四四磅
ホ	ン	グ	ニ〇
香		港	一六・三
ア	レ	キ	一五・三
ト	ル	コ	一一・四

(三) 通貨流通量は一九四五年度の五千七百億フランから昨年十一月には七千億フランに増加した。

(丙) 一方、今次大戦によつて荒廃したフランス経済を再建、修復せしむることは緊急の要請といはねばならず、かくが緊急事態に對し、所謂モネープランといはれ、此大経済復興の主要計畫が昨年



38

十一月二十八日發表せられた。

(1) しかして、この四ヶ年計畫遂行に必要な新投資を調達するためには、九十億弗に相當する新たな民間節約が行はれねばならないといはれる。

(2) このためにはフラン貨の健全性が合理的に立證され、國民に納得されねばならないであらう。

(3) 従つて通貨不信、インフレの基本的原因としての財政の均衡確保を中心とする通貨價值安定策が急速に実施されねばならない。

(4) かくの如くフランスの經濟安定及び經濟復興の鍵を握るものこそ、財政收支の均衡を中心とする強かな通貨安定にあるといつて過言ではないであらう。

(5) かくの現實的な要請に應え、ブルム内閣は昨早亦強かな財政均衡策を實施した。しかし騰貴する物價、それに基づく賃銀引上は

この財政改革を無効なものにする危険が存する。かゝる危険を除去し、財政改革を成功させ、フランスの危機救済、フランス経済安定のためブルム内閣は新年早く強力な物価切下政策を實施した。

(九)以下ブルム内閣の一連のデフレ政策として財政改革と物価切下措置について概観する。

ニ、財政改革

一、フランスの赤字財政 (時經二一、一ニ、二ニ、三ニ)

グリーン政府が締成した一九四六年度豫算を一九四五年度豫算と比較してみる。次の通りである。(單位十億フラン)

	一九四六年	一九四五年
一級豫算不足額	一八〇	二三七
追加豫算不足額	一六〇	八八
合計不足額	三四〇	三二五



40

公共支出處理收入	七〇	二五
アンベツクス收入	一一三	五五
短期公債	一〇〇	二〇五
合計	二八三	二八五
差引純不足額	五七	四〇

(一) 右の表に目立つ追加豫算の不足額は、昨年度問題に比ならなかつた復興費が千百四十億フランといふ莫大なる額に達したからである。

(二) アンベツクス收入とは輸入品に對する代金支拂の際財務省の受取る臨時收入である。

(三) 前内閣の豫算均衡努力 (時経三・一・二・三)

(一) かくして政府は、復興四ヶ年計畫表と同時に、豫算均衡に乗り出し、

(二) 前藏相シユーマン氏は當時の五百億フランによる政府の補助

金をすべて停止する旨を提案し、次の如く強調した。即ち

(1) 豫算の均衡は非常に緊急を要する問題であり、補助金を停止すれば、直ちに流動資金が出来ることになる<sup>もの</sup>であり、

(2) フランスの現状は所得税その他の税収の自然増加で収入を増加するのを待つておれないのである。

(3) しかし、かゝる前内閣の試みも内閣の更迭により、實行されずに終わった。

(三) アルム内閣の財政改革案 (時給二一、二、三三)

(1) 前内閣に於りアルム氏は首相とする新緊急内閣が成立した時は、最早一刻の猶激も出来ない事態に立至つておた。

(2) かくしてアルム首相は昨年来ニヤ日夜フランス國民議會金融委員會に一九四七年一月乃至三月の花機突破予算を發表すると共に、フランス納税者に新たに生計費の莫大なる騰貴がもたらされることを言明した。



(3) 新豫算によれば歳入千三百三十億フランに對して、歳入は千三百五十億フランと完全なる均衡が保たれてゐる。

(4) 新豫算における收<sup>支</sup>外調整の方途及びこれが及ぼす影響に基く計畫を藏相は次の如く發表した。

(イ) ミルク及びパンに對する補助金以外の、石炭、鉄鋼、農業及びその他基礎産業に對する政府補助金を廢止する。

(ロ) これによつてフランスの消費者に對する石炭小賣價格は一噸につき千二百フラン乃至千五百フラン、鉄鋼價格は四十乃至四十五%方騰貴するものと豫想される。

(ハ) 政府の補助金支出停止に伴つて、ガス料金を五十%、電力料金を四〇%方引上げる。

(ニ) 鉄道料金を十乃至二十%方引上げる。(尚鉄道料金は今年の夏だけで三十五%方騰貴しておる。)

(ホ) 電信、電話料金を三十乃至五十%方引上げる。

(一) パリ―の自動車及び地下鉄の三等料金を三月至五フラン方  
引上げぬ。

(二) 今後ニケ月間に政府雇用人員のうち五萬名の余剰人員を整  
理して二十五億フラン乃至三十億フラン方経費を節減し、  
軍事費を二分の一方(約四百二十億フラン)削減する。

(三) 脱税を絶滅して收入の増加をばかり、従来他方面に比し容  
易に税を逃れてきた農民及小商業者の課税を増加する。

3. 物價の切下措置 (時経一―四)

(一) プラム首相は、フランス經濟をデフレ傾向に導き、生産者及び  
中間商人が物價騰貴を豫期して遠藏してゐる莫大な商品ストッ  
クを吐き出させようとする立場より一月二月全商品に對し一律  
に五%方物價切下及びこれを遂行するための施策に關し命令を  
發した。

(二) 四日各縣知事を召集、帝上アルム首相は五%の價格の引下げを



行はない全商品の反敗を指示すると共に「フランスの通貨に對する信頼が回復するか否かは今回の措置の成否にかゝつてある」とその重要性を強調した。

(三) 八日の閣議はブルム計画を強かに支持するため、次の五項目の命令を承認した。

(一) 肅清委員会を設けて、ブルム計画による五方物價切下命令を強行するため、フランス經濟のあらゆる分野に監督の觸手を延ばす。

(二) あらゆる地方に「標準販賣店」を設けて、商品に對する優先權を與えて最高價格以下の價格で商品を販賣せしむ。

(三) 商品退蔵を防止するため倉庫に對して、嚴重なる警察の監視を行ふ。

(四) 闇市場を除去するため砂糖の供給を嚴重に統制する。

(五) 最高價格の定められておらない果物類および野菜にも、物價

引下を強行する措置を講ずる。

4. 貸出抑制 (時經一、一四・一五)

- (一) 本措置は政府のデフレ政策の一環として、資金の投機部面への流出を制限し、物價引下げ、物資出廻り促進を目的とするもので、蔵相のデフレ政策への金融界の援助要請に應えたものである。
- (二) すなはち、各銀行は手形の割引にあたり、商工業者から資金使用について詳細な報告を要求するものである。
5. 債銀政策 (時經一、一四・一五)

- (一) プルム首相は債銀引上要求に對しても、政府の反インフレ計畫および政府支出削減計畫を實質的に破壊するものであり、いかなることがあつてもこれを認めぬわけにはゆかないとして強硬に却下してゐる。

- (三) このため、一時は政府従業員の罷業の危機が報せられ、又フランス各新聞印刷工は債銀二十五パーセントの引上を要求して四



46

日よりサボに入り、ために一二の外国系新聞を除いて十日より新聞発行が停止されることになったと傳へられた。  
(三)しかるにその後官事は政府の政策に協力、罷業計畫を撤回し、

各有官吏協會では自發的に5%俸給切下に同意した。  
△デフレ政策の影響 (時經一四一五)

かゝる一連の施策はフランス民心に一大ショックを興え、その成

否は注目に値するものである。現在のところ次の如き効果があらはれ、その成功の兆しが見えておるといはれておる。即ち

(一)穀物および葡萄酒類の市場は週りが増加した。

(二)何よりもブルム試案の成否を裏付けるものとしてパリーの閣市

場の動きをみれば、

(イ)ブルム内閣成立直前の三百七十五フランから財政均衡措置の

報を入れて昨年十二月末には三百四十五フランまで低着し、物價切下措置により市相場の低着は漸次尖鋭化して来た。

47

(五) アルム試案の成功の可能性が増大するにつれて毎日的十フラン  
ン方下落を示しており

(六) かくて現在では一部闇取引者は、尖鋭化する弗相場場の伝着に  
對して自己を防護するため二百二十五フラン以上の相場場は  
提議しない迄に立ち至つたといはれる。

アルム首相の国民的信望 (時經一四・一五)

(二) かゝる情勢の下に新聞がこの計畫の成功を傳え、さらにより急  
速な物價下落を説くにつれて、アルム首相は共産黨を除く各  
面の民論により国民的英雄として迎へられるに至つた。

(三) これを裏書するものは五日のフアブリー氏の論評で、氏は  
月十六日の大統領選挙では下院議長である社會黨長老カアンサ  
ンオリオール氏が、或いは右派の人でしかアルム首相の政策  
を支持するものが推せんされねばならないと述べておる。  
(三) このやうに一連の政策が成功の兆しをみせておることは、アルム



48

ム氏の政治家としての敏感性が國民の心理を巧みに把握したところ、並びに彼が國民的に希望があつたことが大いに与つて力があつたといはねばならない。

8. 結 論

(三) かゝるフムル内閣の実施した一連のデフレ政策の基調は次の点に存する。

(一) 物價の安定のみが、通貨及び質銀のインフレ螺旋上昇を阻止しようとする前提し、デフレ傾向が一旦進行しはじめれば物資退蔵者着が物資を放出するようになるから成功は加速度的に大となることし。

(二) フランス人の心理にデフレ傾向を注ぎこまんとするいはゞ心理的解決策を採用したものであらう。

(三) 問題を根本的に考へる場合、フランス人の眞の市場は闇市場であるといふ現状において、物價を切下げ命令だけでは無意味。

49

もいへぬであらう。

(三)しかしブルム首相は特定の平償（現在のフランの平償）を救済するといふよりばフランそのもの、救済をほかるための措置を實施したものだと思はれる。

(四)更にフランの現在の緊迫した問題が財政赤字問題、物價問題であることを考へるとき、ブルム首相のつけた措置は、ほかにない希望を違ふものと簡単に批判し去ることは出来ないのであらう。



第五 庚 丑

二 最近の朝鮮に関する問題

1. 国内問題

(一) 朝鮮

(一) 朝鮮立法院の成立 (東電一・二三)

懸案となつていた朝鮮の中間立法機關は十月十四日の軍政布告第百十八號で朝鮮臨時立法院の設置が公表され、實現を  
み、朝鮮の自治獨立に一段階を劃するに至つた。

イ、新議院は一級民生問題及び軍政廳からの委任事項について立法權を有し、

ロ、軍政廳の重要職員の任命について認證する權限を與へられ  
ておる。

ハ、軍政廳は議院の解散、議員の承認、或は改選要求、法律に  
たいする拒否の請權を留保してゐる。

51

(2) 南鮮 中間議會の選舉 (東電一・六・二九)

4. 中間議會の選舉は本月始め実施され、右翼の勝利となり、議席四十五を左の通り夫々の黨が占めた。

韓 國 民 主 黨 一五

朝鮮獨立促進協議會 一四

無 所 屬 一二

韓 國 獨 立 黨 二

人 民 委 員 會 二

計 四五

ロ、右に闡し、南鮮水軍司令官ホツグ中將は二十七日江原道、京城市の開票結果の無效を宣し、近く選舉のやりなほしを行ふむね發表した。不正選舉の非難は連立委員会が行つたものであるが、その主張によると、江原道では李承晩博士の獨立促進協議會が不當な操作によつて定員三名の議席全部



を奪い、京城では同様の方法によつて建貞三名の議席が金性淵氏以下の韓國民主黨候補に占められたといわれる。

(3) 朝鮮の食糧問題

1. 解放後より昨年四月迄の狀態

2. 一九四五年の朝鮮の米作は、日本の未曾有の凶作に慄んだのにひきかえ毎天候に恵まれ、朝鮮の平年作二百七千トンを超え二百二十六万トンの收穫をあげた。このため解放後白米一升百十円から百二十円を唱えていたものが出廻期の十一月には七十五円にまで低落した。

おしがるに解放後地方行政機構の混乱やインフレの進行による食糧の買溜、投機の激化、世界的食糧情勢の变化、特に旧米の食糧危機による密輸出の増大等により、本年に入つて食糧價格は猛烈な奔騰を示し、二月には三百円

43

三月には三百円を突破するに至り、食糧の出廻りは不調  
 滑となり京城その他の大都市の食糧危機は重大化した。

この事態に對處して米軍政廳は三月軍政布告を以て米穀  
 収集令を發布、供出制度を再建し、食糧統制の強化を指  
 令したが、その時期が出廻期を過ぎた後一般農民はす  
 でに手持米を賣盡し、夏作麥類の不作豫想から一般の賣  
 情が買占め板機の跳梁等により思わしい成績を擧げ得な  
 かつたことはラー子軍政長官が認めておる。

d. 四月に入るや都市の食糧事情はいよいよ悪化し、軍政廳  
 が各地に食糧配給を開始したが手持食糧の逼迫から一人  
 一日一台の配給しか行ひ得ず、消費者は依然闇買をせね  
 ばならなかつた。

ロ 五月以降の夏作穀物收買計画

五月に入ると夏作物の收穫を間近にして天候不順と肥料不



A-4

是により收穫が悲觀され、加ふに五月下旬南鮮を襲つた二十年未だ蒙雨による洪水、夏作は平年作の六〇%以下となつたのせ、收購目標を二十九万六千四百トンとし、中央食糧行政廳が食料收購統制の中樞機關として設立され、朝鮮農業會、物價統制官或は各地食糧事務所がこれに協力した。

ハ 穀物の輸送

食糧危機は洪水による交通線の破壊等によりいよいよ激化し、主要食糧は依然大幅の昂騰を續けた。

これにたいして軍政廳は民衆の生活安定のため食糧配給増加に努めることと、六月より十月までに十二万四千五百八トンを輸入したが、世界的な食糧危機のため食糧の配給は充分の量を維持出来なく配給量程頗もしばしば変動を余儀なくされた。

二 秋米穀収集策

α 夏穀收買計画も出廻り最成期たる八月を終つても收買進捗率は三大%にすぎなかつた。かゝる情勢にあつて軍政廳はいよいよ食糧統制勵行を決意し、さきの米穀及び真穀の収集が時期遅れとなつて成績を擧げ得なかつたのにかんがみ、八月十二日中央食糧統制規則第二項を發布して秋の米穀収集に万全を期する態勢を整へた。

β 朝鮮の食糧事情が一九四六、七年には昨年度より以上に窮乏なものであることを物語つてをり、米軍政廳は朝鮮人の目前の安易を願う心理からくる反對を押し切つて食糧政策を強行する決意を持つてをり、米穀購入價格を一、八、百圓に引上げ收買を促進する一方、米穀配給價格を一、廿、八、十五圓に引上げその差額より生ずる損失約三十六億圓を軍政當局で負擔する方針であると發表した。



から

(4) 對外貿易の將來 (經濟一、九)

獨立後一年、朝鮮の對外貿易はいまだ本格化されないが、新に朝鮮商業會議所連合會々頭に就任した牛日煥氏は、年次初の如く速に朝鮮の輸出入貿易が詰につきかけておることを明らかにした。

朝鮮から目下十五万本幣に値する物資が洋上であり、これが今後の朝鮮との貿易関係を決定する基礎になるだらうと思ふ。朝鮮はいまだ爲替相場、関税、運賃等を正式に決定しておらない、しかしそれ等の問題は朝鮮から積出す此のタンガステン、生糸、黒鉛等が目的地に着いて、朝鮮の欲する機械類、化学藥品、染料等とバーターされたとき解決されるだらう。

朝鮮の經濟状態は目下のところあまりよくなく、生産が開始されなかつたらざらに一層わるくなるだらう、朝鮮は外國からの借款を求めようとはしていない、朝鮮は生産再開によつて

57

貿易品と化し得る資産をもつてゐる。たとへば朝鮮の漁業生産は米國のそれよりも多い苦である。しかしそれは同下設備不足のために生産中止の状態にある。

(5) 物價の狀態 (註済一九)

朝鮮の物價は前述食糧問題の項にてもうかがえる如く、依然として昂騰をつづけていゝらしく、ホツケ司令官は大日蘭市場に対し嚴重な取締りを加えろと、米芻二十四軍の兵員にたいし一月十日以降五十円以上の朝鮮紙幣の所持を禁止した。もしそれ以上の價格の物を買ふときは特別の許可を得なければならぬことになつた。

(三) 朝鮮

朝鮮の總選挙結果 (東電一ニ、ロ)

十一月十五日総選挙が行はれ、道、郡、市各委員会のメンバーとして三千四百五十九名が選出され、(労働党一千二百二名、民主



又米国の動向

黨三百五十一名、青年同志會二百五十三名、無所属千七百五十三名)これらはすべて統一民族民主戦線に属してゐる。尚有権者は總數四百五十一万六千二百二十名で、實際投票者數は四百五十万千八百三名であつた。

(二)米国の對朝鮮政策 (東電一、二八)

(一)朝鮮にたいする米国の意圖は不変で、朝鮮にたいする米国の責任を要約すれば、

1. 健全なる朝鮮國民政府を樹立すること、

2. 朝鮮を國際運合に加入させること、

3. 朝鮮經濟が健全なる取引状態に復歸する際に確固たる金融機構を樹立すること。

(二)右に關して重要な措置は、朝鮮を合法なる國際貿易に參加させることであるが、この目的は次のような數個の事實によつて

59

妨げられていた。

朝鮮に統制なしにあらゆる商品の輸入を認めることは、船舶の不足及び特に警沢岳に明瞭に行はれるものとみられる間市場の発展のために不可能である。

ロ、三十八度線によつて朝鮮が南北に分割されてゐるため、朝鮮

内の自然的交易の発展が行われる可能性がないこと。健全な新通貨を確立することは、朝鮮銀行券が無効となる

ので、資産が朝鮮銀行券に結びつけられておる多くの朝鮮人に損害を興えることになる。しかしこの問題に關しては、求ン者局前に現在までのところ何らの協定も行はれていない。

(3) 南鮮にクレヂット設定 (東電一・一九)

十一月十六日、米國は太平洋方面余剩物資買入此のため二十五百万弗のクレヂットを供與した。余剩物資の賣却は朝鮮軍政廳が同國の經濟維持と復興に必要とみとめた品目にかざられ



60

る。このツレがットは一九五三年七月一日以降二十五年間に  
 軍賦徴還するもので最初の利拂は一九五一年七月一日に年三  
 八分の三パーセントの率で行ふ、米軍政廳の開鎖後における  
 元金の支拂は米國政府と將來樹立される朝鮮政府との條約に  
 よつて定められる。

3. ソ連の勤向

(一) 北鮮と中國の動き (東電二一・二八)

北鮮は領ソ連軍最高司令部代表は、安東の國府軍を訪問し、國  
 府軍の安東占領以來閉鎖されていた鮮滿間運輸問題につき協議  
 し、非公式の協定に到達したと上海の申報紙が報じてある。

(二) 安東、北鮮間に交易開始 (東電二二・二二)

右の結果滿洲の國府軍と北鮮のソ連軍當局との間に最初の經濟  
 協定が結ばれ、実行に移されたことになつた。

a. ソ連側は北鮮から安東へ電力を送給し、



61

各、中国側はこれに對し物資で支拂うことになつてゐる。即ち高梁、燃油、綿布等で第一回の支拂は十二月中旬行はれるはずである。

4. 中国の動向

(一) 朝鮮の貿易使節中國へ派遣 (東電二二、二六)

米軍政當局の発表によると十一月二十三日朝鮮人四名、米軍將校一名が中國へ向ひその目的は鮮、華間の通商回復に貢獻せんとするにあり、この使節團は朝鮮産の林産物、海産物等と中國産の塩、石炭、紙、機械類、医薬食糧等のパトロールに興味をもつてゐるといわれる。

(三) 鮮華間貿易状況 (東電二二、二三)

米軍政府商務局発表によれば昨年八月から十月迄の鮮華間貿易状況は次の通りである。



62

支那賠償聯合に對する朝鮮の関心

(一) 朝鮮賠償會議參加を要求 (原電一、三〇)

南鮮政界の有力者李承晚博士は米國賠償委員エドワード・ホーレン氏にメツセージを送り、一月ワシントンで開かれる太平洋賠償會議に朝鮮の參加を求め次の如く述べた。

「朝鮮は、日本からの賠償にさしめて大きな関心を持っている。したがって我々は正義と公正の名の下に朝鮮が會議に招待され、賠償中の適當かつ公正な部分を通じて與へられ、また朝鮮から撤去されたものの返還を受けられることを要求せざるを得ない。」

運命	金額	主 要 商 品
輸 入	一四三三〇八二〇 <small>円</small>	棉花生、鶏卵、大豆、砂糖、マツ子
輸 出	九一六六八五	皮革、蠶、豆粕、獸蹄、麻、白人參



(二) 右要求にたいして米國側はなんらの批評も加えておな

権威感では米國は賠償問題については朝鮮の利益を深く考慮

をもつて、朝鮮が直接會議に参加する資格を持つとはみて

いるようである。

(三) 朝鮮問題と國聯總會 (張耀一著)

朝鮮民主議院の在米代表ルネサンス女史は十一月二日國聯各國

代表に、朝鮮の統一獨立問題を總會で討議することを書翰を以

て求めた。それによると

(一) 各國代表の仲介によつて朝鮮問題が安全保障理事會で討議さ

れること、(二) 米の同女史は現在北鮮からの主要物資、特に石炭

が南鮮に入ることは許されず、他方南鮮からの主要物資、す

なほ万食糧の北鮮への移動は禁止されておることを擧げてお

る。

を了しかし、この要請が總會によつて議題の一つとしてとり上げ



64

られる疑はなく、理事會への提訴については事務總長トリ  
エグ少エ、リ、はこれには聯合加盟國の支持が伴得たが、こ  
れまでのところ各國が其のような援助を申し出る形勢はない  
と速べてあり。